

■背景

- ・人口減少による有収水量の減少
- ・大口需要者の地下水採取
- ・節水機器の普及による一世帯当たりの使用水量の減少

■目的

将来にわたって水道施設を適切に維持・更新し、健全な経営のもとで持続可能な水道事業をめざす

■内容

- ・口径別料金制度の導入
- ・基本水量の廃止
- ・逓増度の緩和

【基本的な考え方】

1. 料金水準の設定

水道料金算定要領に基づき総括原価を算出

＜算定期間：令和元年～令和5年の5年、資産維持率：2％＞

「総括原価」＝「料金総収入」とする総括原価方式を基本

2. 料金の設定（料金水準の配賦方法）

小口径 (13・20・25 mm)	主に一般家庭向けであり、現行料金から大幅な改定とならないよう配慮
大口径 (40・50・75・100・150 mm)	主に事業者向けであり、口径に応じた必要な維持管理費の負担となるよう設定

現 行

用途別料金 一般用	
基本料金	使用水量に関わらず基本水量8 m ³ を付与口径に関わらず同額の692円（税抜）／月
従量料金	使えば使うほど料金単価が高くなる逓増制



見直しの観点

- 適正な原価（総括原価）に基づく制度であること
- 水需要減少の現状に応じた制度であること
- 費用負担等の公平性の確保が図られた制度であること

見直し（素案）

口径別料金 小口径 <現行の料金水準と同等となるよう単価を設定>							
基本料金	使用水量における公平性の観点から、基本料金に付与されている基本水量8 m ³ を廃止 ◆基本料金の額（税抜）／月 <table border="1"> <tr> <td>13mm</td> <td>20mm</td> <td>25mm</td> </tr> <tr> <td colspan="3">660円（総括原価に基づく額 1,061円）</td> </tr> </table>	13mm	20mm	25mm	660円（総括原価に基づく額 1,061円）		
13mm	20mm	25mm					
660円（総括原価に基づく額 1,061円）							
従量料金	水量8 m ³ 使用時の水道料金を現行と同額となるよう、水量1～8 m ³ までの1 m ³ 当たりの単価を4円と設定 また、上記に伴い、8 m ³ 未満の使用者は、現行の水道料金より減額となり、この減収分に対し、9 m ³ 以上の水量区分ごとの単価を現行より1円増額設定 ※資料1-1参照						

口径別料金 大口径											
基本料金	費用負担の公平性の観点から、口径に応じた相応の負担とし、総括原価から算定した口径別基本料金を設定 ◆口径別基本料金の額（税抜）／月 <table border="1"> <tr> <td>40mm</td> <td>50mm</td> <td>75mm</td> <td>100mm</td> <td>150mm</td> </tr> <tr> <td>5,486円</td> <td>9,957円</td> <td>27,051円</td> <td>55,164円</td> <td>157,319円</td> </tr> </table>	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	5,486円	9,957円	27,051円	55,164円	157,319円
40mm	50mm	75mm	100mm	150mm							
5,486円	9,957円	27,051円	55,164円	157,319円							
従量料金	使用水量における公平性の観点から、水量区分を見直すとともに、口径ごとに逓増度が緩和されるよう単価設定 ・水量区分は、小口径の9段階に対し、口径に応じ4～7段階に設定 ・口径に応じて標準的に使用する水量を「基準水量」とし、「基準水量」を目安に、安価となるよう単価設定するとともに、逓増度を緩和 ※資料1-1参照										

【特殊な料金制度】

1. みなし口径制度の導入

想定する対象	大口径（主に 40mm）
想定される状況	水道使用の申請当初と現時点での水道使用状況が大きく乖離している、大口径の水道料金を負担することになり、使用者の負担が大きい。
想定するケース	当初は水道を多く使用する店舗兼住宅として大口径を使用していたが、現在は、事業を廃止し居住の用に供する目的のみで水道を使用している。等
制度案	メーター設置当初と現在の状況が大きく乖離しており、その理由が事業の廃止であると客観的に認められる場合、実際に使用している口径より小口径とみなします。

2. 大口使用者割引制度の導入（検討中）

想定する対象	大口径
現行の課題	地下水利用者においては、大口径を使用しているが、（地下水を利用するため）水道水の使用量が少ない。
ねらい	水道水使用への回帰、地下水利用への転換抑止、水需要の喚起
制度案	大量の水道を使用した場合に割引料金を適用するなど、地下水利用者のみに限らず、大口使用者に水需要を喚起できる制度を検討

【今後の料金水準について】

令和5年度に見直しを行う水道事業経営戦略の収支計画を基に、その次年度において、令和6年度から5年間の原価計算を行い、令和7年度以降の料金改定の必要性を判断するとともに、今回の制度見直しで反映できていない以下の課題について反映を検討します。

- ・小口径における基本料金及び従量料金の総括原価に基づく単価設定について
- ・逡増度の更なる緩和について

【今後のスケジュールについて】

令和元年度（2019年度）	3月	枚方市水道事業給水条例・枚方市下水道条例の一部改正案を3月定例会に提出予定
令和2年度（2020年度）	4月～9月	見直し後の水道料金等の制度を周知予定
	10月	見直し後の水道料金等の制度を施行予定

【下水道使用料制度の改正】

水道料金の制度見直しに合わせ、基本水量を廃止し、8 m³使用時の下水道使用料が現行と同額となるように設定します。

<現行制度と見直し（素案）の比較>

	水量	現行制度	見直し（素案）
基本料金		800 円	768 円
従量料金	1 m ³ ～8 m ³	基本料金に含む	4 円/m ³
	9 m ³ ～	現行どおり	

（汚水の種類：一般）